

## 付帯設備使用料

	施設の名称	付帯設備名	単位	使用料	付記
(2)	東上野区民館	共用	ビデオプロジェクター	1台	1,000円

## 備考

- 1 使用料は、付帯設備1単位ごとの使用回数1回とし、午前・午後・夜間をそれぞれ1回とする。
- 2 娯楽室及び集会室で他の利用の妨げとなるおそれがある場合については、通信カラオケを使用することができない。
- 3 舞台音響装置・音響映像装置・舞台照明装置は、付記の内容を1単位として使用の有無は問わず貸出を行う。
- 4 付帯設備(付記含む)の利用の可否及び使用可能数については、施設により異なる。
- 5 上記表以外の付帯設備に係る使用料を徴収しない。